

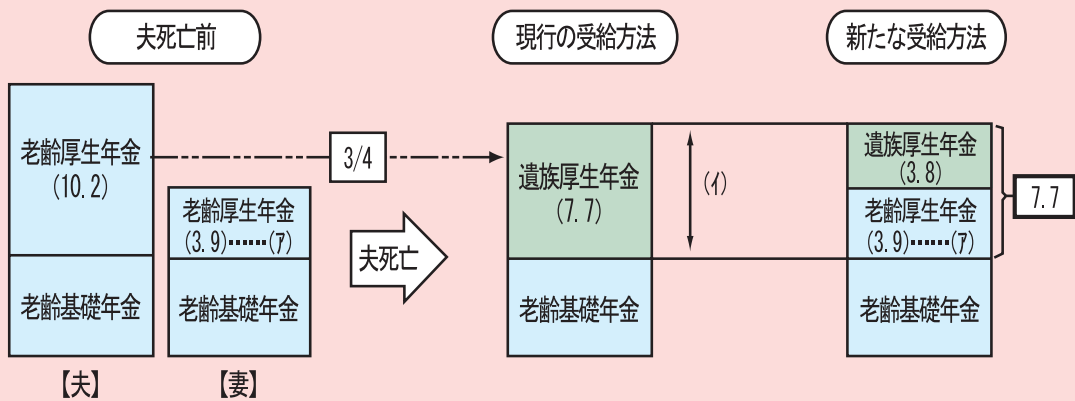
**【遺族年金の見直し】**(平成19年4月実施)

- 自分自身が納めた保険料をできるだけ年金額に反映させるため、自らの老齢厚生年金を全額受給した上で、現行水準との差額を遺族厚生年金として支給する仕組みとします。
- 子どものいない30歳未満の遺族配偶者への給付を5年間の有期給付とします。また、中高齢寡婦加算の支給対象を夫死亡時等40歳以上とします。

＜見直しのイメージ図＞

- ① 妻自身の老齢厚生年金(ア)は全額支給します。
- ② 現行の遺族に対する年金給付の水準(イ)を(ア)と比較し、(ア)の方が少額の場合は差額を遺族厚生年金として支給します。

【妻の老齢厚生年金は3.9万円、夫の老齢厚生年金は10.2万円の場合】



**次世代育成支援**

**【次世代育成支援の拡充】**(平成17年4月実施)

- 育児休業中の保険料免除措置の対象を1歳未満から3歳未満へ拡充します。(育児休業法上の育児休業に準ずる休業も含みます。)
- 子どもが3歳までの間、勤務時間短縮等の措置を受けて働き、標準報酬が低下した場合、子どもが生まれる前の標準報酬で年金額を算定する仕組みを設けます。